

役員等報酬規程

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人御立会の役員、評議員および評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の法人役員職とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の法人役員職とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(法人役員職(常勤)の役員報酬)

第3条 法人役員職(常勤)の報酬は、個別の契約によるものとして、月額給与、ならびに期末・年度末にて支給する。また、役員報酬の総額の上限は、2,000万円とする。

(法人役員職(非常勤)、法人評議員職(非常勤)の報酬)

第4条 法人役員職(非常勤)、法人評議員職(非常勤)の報酬は、法規により明示することが求められており、その年額について1人につき上限を100,000円とし、報酬の基準を下記の通りとする。

1. 法人役員等職(非常勤)の報酬は、1回の出務につき12,640円(税額控除を含む。)とする。
2. 前項の法人役員等職(非常勤)が、監事監査等、特別の役務を行うため長時間を要する会合を行う場合、1回の出務につき22,590円(税額控除を含む。)とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による時期に現金支給または銀行振込とする。

- (1) 役員等(常勤)の月額報酬については、毎月16日に起算し、翌月15日に締め切り、翌月28日に金融機関の口座に振り込むものとする。当日が休日の場合には、それ以前の金融機関の営業日とする。
- (2) 役員等(非常勤)の日額報酬については、その都度現金にて支払う。報酬の支払額は、源泉所得税を控除した額を支払う。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附則 この規程は、平成29年8月19日より施行する。
この規定は、令和元年7月1日に改定する。
この規定は、令和元年11月2日に改定する。
この規定は、令和4年7月1日に改定する。